

(案)

## 第4回 ホテル火災対策検討部会議事要旨 (案)

## 1 日時

平成25年5月28日(火) 14時00分から16時00分まで

## 2 場所

砂防会館別館会議室3階「穂高」

## 3 出席者

部会長	関澤 愛	東京理科大学国際火災科学研究科 教授
副部会長	小林 恭一	東京理科大学国際火災科学研究科 教授
委員	荒井 伸幸	東京消防庁 予防部長
委員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会 事務局長
委員	榎 一郎	千葉県消防局 予防部長
委員	岡田 照雄	京都市消防局 予防部長
委員	金山 健三	広島市消防局 予防部長
委員	木下 健治	弁護士
委員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 理事
委員	熊谷 優	盛岡地区広域消防組合消防本部 消防次長
委員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科 教授
委員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科 教授
委員	山崎 登	日本放送協会 解説副委員長

(事務局)

消防庁 予防課長	米澤 健	予防課長補佐	土屋 直毅
設備専門官	守谷 謙一	違反処理対策官	伊藤 要
設備係長	鈴木 健志	企画調整係長	齋藤 貴幸
設備係	辰川、尾上	企画調整係	緒方、安田、岩佐

## 4 配付資料

- 資料4-1 「ホテル火災対策検討部会」委員名簿
- 資料4-2 前回(平成24年第3回)議事要旨(案)
- 資料4-3 ホテル、旅館に係るフォローアップ調査の結果について
- 資料4-4 「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について
- 資料4-5 火災の原因調査結果(消防庁報道資料)
- 資料4-6 小規模の宿泊を伴う施設への自動火災報知設備の設置義務の拡大の検討について
- 資料4-7 新たな表示制度(案)に係るアンケートの実施結果について
- 資料4-8 全国消防長会からの意見及び対応の考え方について
- 資料4-9 新たな表示制度について(案)

&lt;参考資料&gt;

- 参考資料1 国土交通省 ホテル、旅館等に係るフォローアップ調査の状況について
- 参考資料2 ホテル火災を踏まえた福山地区消防組合消防局の対応概要

(案)

5 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

事務局より議事要旨(案)について説明したところ、委員から特段の意見はなかった。6月4日(木)までに修正意見等があれば事務局まで連絡することとされた。

(2) 中間報告からの対応事項

ア ホテル、旅館等に係るフォローアップ調査の結果について

- ・ 古い旅館、ホテルについては、数字上、消防法違反がこれだけあるとの認識でよろしいか。
- そのとおり。
- ・ フォローアップ調査により違反となった361施設は、昭和46年から40年近く大規模な修繕、模様替えもしていない、つまりその後何もしていない施設になるので、そのような施設に対しては、査察や違反処理などをきっちりと実施すべきではないか。
- そのような施設は、火災危険性が高いものと判断し、優先して立入検査なり違反是正をするようすでにマニュアルを改正して通知しており、各消防機関においては、優先して立入検査や違反是正を進めていただいていると考えている。

イ 「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について  
特に意見なし。

ウ 火災の原因調査結果について

- ・ たて穴区画が形成されてなかった場所に防火扉が設置され、その扉が閉鎖されていれば煙も上に行かなかったと考えてよいか。
- その可能性はあると思うが、事実として指摘できるのは、たて穴区画が形成されていなかったということである。

(3) 自動火災報知設備の設置基準の見直しについて

- ・ 感知器の設置場所として、厨房や階段が対象となっていないのは、過去の旅館、ホテルにおける火災の分析結果から判断したものと考えてよいか。
- 厨房については、今回の案で感知器の設置対象となっている居室の概念を含んでいる。  
また、階段については、寝泊まりしている部屋に連動型のものを設置し、火災発生時には火元に近い部屋だけでなく、自動的に各部屋でも鳴動することになるので、設置場所を居室部分としているものである。
- ・ 従来の旅館、ホテルの感知器の設置場所も同じか。
- 300平米を超える規模が大きいものについては考え方が異なる。300平米未満の福祉施設について、自動火災報知設備を義務化した際の負担等を勘案して、感知器の設置場所は最低限のものとしたが、今回はそれと同じ考え方になる。
- ・ 設置義務化については賛成であるが、経済的負担に対するの免除規定は考えているか。
- 免除規定については、基本的には、小規模な福祉施設に準じた形を考えている。
- ・ 小規模なホテルや旅館への自動火災報知設備の設置は、いつ頃を予定しているのか。
- 改正の実施時期については、この検討会の結論を待って、速やかに対応したいと考えている。

(4) 新たな表示制度について

- ・ 誰のための表示制度なのかがわからない。ホテル業界としては、わかりやすいものをできれば一つにして、消費者にははっきり伝えられるマークとなれば良いと思う。

(案)

- ・ 新たな表示制度については、中間報告の整理がよかったのではないかと。インターネットで旅館やホテルを選ぶ人たちの1つの目安として、一般の社会の中で普及していく制度にして欲しい。
- ・ 今回の案は、全国消防長会から提案した意見を尊重したものになっていると思う。ただ、あまり複雑になると、利用者にはわからなくなる可能性もある。
- ・ 個人的には案3で良いのではないかと考えている。  
今回の表示制度は、レベルの高い防火管理体制指導マニュアルの実施という項目が上乗せされているので、1枚より2枚の方が良いと思う。
- ・ 今回の制度における訓練の審査においては、消防機関が立ち会うのか否かが実務面としては影響が大きいので、検討を要すると考える。
- 審査の省力化という観点からも、指導マニュアルに沿った訓練の実施項目に係る適合状況をどのように確認するかは、今後の具体的な制度設計の中で検討していきたいと考えている。
- ・ エンドユーザーの立場から見れば、消防が安全度をチェックしたことについて確認できれば良い。ホテル以外のデパートや劇場も、消防がチェックした表示であれば適マークにすれば良いと考えるが、その中に制度の違いを示したいということであれば、消防機関だけがわかるようなマークを入れておけばよいのではないかと。  
エンドユーザーへの理解という面では、案2が一番わかりやすい表示であると考えている。
- 消防機関の関与をわかりやすくという点では、旧適マークで用いていたものを活用した案2が最も近く、このようなご意見が多ければ、案2が一つの方向性となる。
- ・ 消費者が表示1つでわかるような表示がつかれないか。また、小規模の旅館も数多くあるなかで、新制度(案)の対象外のものに対して、この施設は新たな表示制度対象外ということが確認できる表示も検討していただきたい。
- 旧適マークの対象外であった2階建てのものについては、全国消防長会からご意見もいただいております。地域実情で加えられるようにしたいと考えているが、具体的な制度設計については、枠組みがある程度決まった後に検討したいと考えている。
- ・ 福山市の火災を受けて新たな表示制度を構築するとのことだが、そもそもそのような施設からは申請がないのではないかと。悪質な旅館、ホテルに対しては、しっかりと立入検査を行い指導すべきではないかと。また、審査にあたっては、建築基準法に基づく定期報告制度を活用すべきではないかと。
- この表示制度によって、全てのホテル、旅館に対しての安全対策が図れるとは考えていない。中間報告にも記載したように、悪質な旅館、ホテルに対しては消防機関において立入検査を行い、違反是正を行っていただきたいと考えている。  
また、新たな表示制度の審査にあたっては、建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、連携するよう協議しているところである。
- ・ 複数のマークがあると、それぞれが何を意味するのか、ほとんどの人が理解していないと考えられるが、その原因としては、新たな表示制度というものを法制化しないことにあるのではないかと。法制化している防火対象物定期点検報告制度と自主点検報告表示制度のマークを変えて、どのような表示にするのかを併せて検討すべきだと思ふ。
- 法制化については、関係機関等とも議論したが、消防法において建築基準法令の規制を規定することや、消防法令への適合を推奨する制度を構築することは難しいという指摘を受けている。
- ・ 案2については、2枚掲示と1枚掲示の選択制としているが、1枚を掲示する場合は出てこ

(案)

ないのではないか。

→ 防火基準点検済証等は、掲示することができるものであり、また新たな表示制度については、掲示したい事業者が申請を行うものであることから、防火基準点検済証等を掲示していない対象物が、新たな表示制度を申請した際には1枚になると考えている。

- ・ 表示制度について、今後、どのように整理していくのか。

→ 今回、中間報告から考え方を多少変更したことについては、おおむねご理解をいただけたと考えている。すなわち、現行の制度は尊重しつつ、新たな表示制度を導入すること、また、エンドユーザーの視点からできるだけわかりやすく円滑に制度が導入できる表示制度はどうあるべきかなどについて、さまざまなご議論をいただいたので、事務局のほうでご意見を踏まえた案を、次回の検討部会までにご提示できるように進めていきたい。